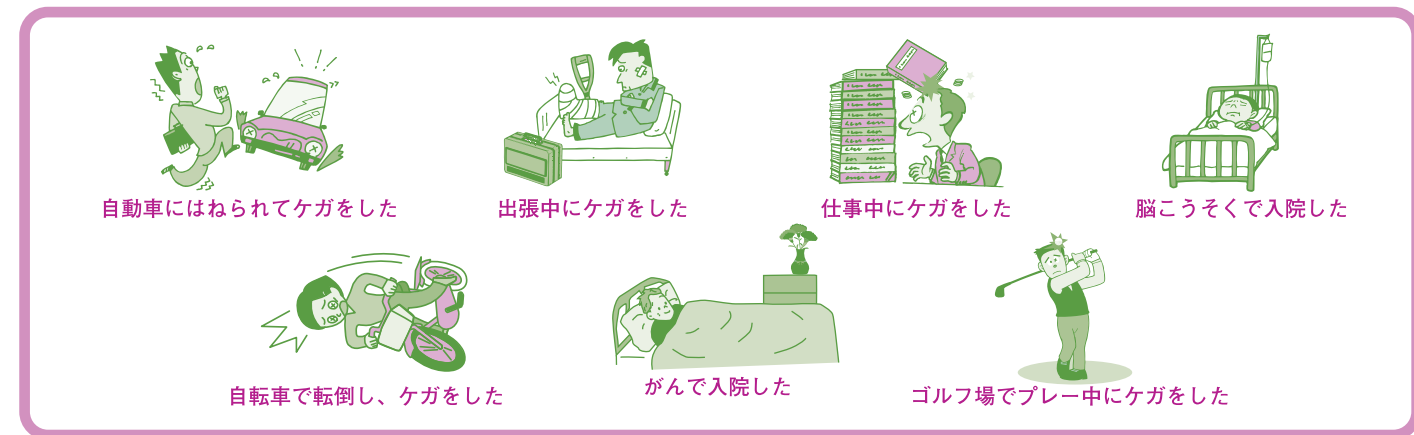


もし、あなたの企業の役員および従業員の方が病気やケガで働けなくなった場合どうしますか？

火災共済の「所得補償共済」は、万一企業の役員および従業員の方が病気やケガで働けなくなったときの所得を補償する制度です。



本制度の特色

- 1 企業が共済契約者かつ共済金受取人の場合、被共済者である役員ならびに従業員の方が病気やケガで就業不能となったときに伴う企業の出費を補うことができます。
- 2 共済掛金は、年齢・職種に関係なく一律です。
- 3 補償額も他の補償制度に比べ高額補償となっております。
- 4 共済金の支払いは、迅速でしかも1ヵ月単位でお支払いいたします。
- 5 加入時現在医師の加療中の方を除いて健康で正常に就業していれば、健康に関するご質問にお答えいただくのみでご加入できます。
- 6 地震・噴火または津波などの天災による病気やケガの就業不能も補償します。

加入資格

- 企業の役員ならびに従業員で、満15歳以上満65歳未満の方に限ります。ただし、満70歳まで継続延長することができます。

契約の期間

- 共済期間は、加入日の午後4時から1年間とし、以後毎年自動的に継続します。

補償の範囲

- 業務上業務外を問わず、共済期間中に病気またはケガによって入院したり、自宅療養（医師の指示による入院に準じる自宅療養）のため、8日間以上継続して、現在のお仕事に全く従事できなくなったとき、8日目以降の就業不能期間1ヵ月間につき、加入いただいた年齢の月額補償共済金をお支払いいたします。（ただし、12ヵ月を限度とします。）

● 毎月の共済掛金 一口あたり 500円

● 1口あたりの年齢別月額補償額および日額補償額表

年 齢 別	月額補償額	日額補償額
満15歳以上満20歳未満	97,500円	3,250円
満20歳以上満25歳未満	66,900円	2,230円
満25歳以上満30歳未満	59,400円	1,980円
満30歳以上満35歳未満	48,000円	1,600円
満35歳以上満40歳未満	38,400円	1,280円
満40歳以上満45歳未満	30,900円	1,030円
満45歳以上満50歳未満	25,800円	860円
満50歳以上満55歳未満	22,200円	740円
満55歳以上満60歳未満	20,700円	690円
満60歳以上満65歳未満	19,800円	660円
満65歳以上満70歳未満	15,600円	520円

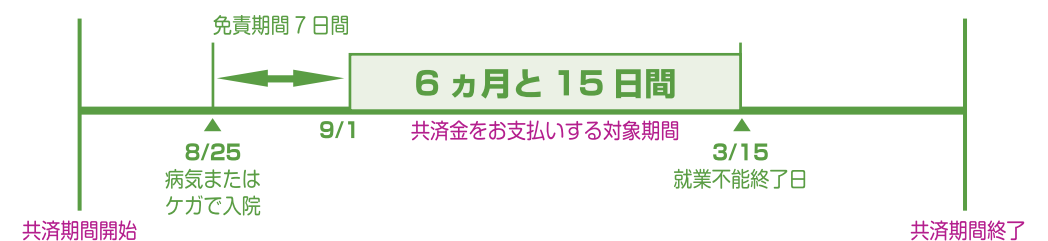
● 補償期間 1年

● ご加入いただける口数

加入口数は、被共済者1人につき、最高20口まで加入することができます。ただし、被共済者の平均月間所得額が限度となりますので、この範囲でお決めください。（平均月間所得額を超えた場合、その超えた補償額については、共済金が支払われません。）

共済金のお支払い例

例 35歳の方が5月20日に5口加入し、病気またはケガで8月25日から入院等により、翌年3月15日まで就業不能となった場合



就業不能期間（6ヵ月と15日間）の場合

月額補償額 日額補償額 口数 お支払共済金
(38,400円×6ヵ月+1,280円×15日)×5口=1,248,000円

※ただし、月額の補償額が被共済者の平均月間所得額（ボーナスを含め、年収の12分の1）を超えた場合の超過額については、共済金が支払われません。